

令和5年度 言語・聴覚・発達障害等の教育に関する情報交換会 報告書

静岡県言語聴覚発達障害教育研究会

日時 令和5年11月30日(木) 14時~15時30分

県教委出席者

義務教育課指導班	教育主査	石川 峰
義務教育課幼児教育推進室	教育主査	生松 朋子
高校教育指導第1班	教育主査	藤田 真由美
義務教育課人事班	教育主査	坂本 健司

静言研出席者

会長 静岡市立番町小学校	校長	平尾 卓義
副会長 静岡市立末広中学校	校長	杉山 智乙
副会長 富士宮市立東小学校	校長	藤井 美賀
事務局長 静岡市立番町小学校		青木 教美
調査対策部長 伊豆市立修善寺南小学校		栗原 宏実
調査対策部 三島市立中郷小学校		宮下 厚子

1 静言研会長挨拶

- ・このような機会を設けていただいたことに感謝
- ・指導者が指導に専念できる体制が整えられていくことを願っている

2 静言研の現状報告

【1】通級共通の話題 (調査対策部長)

(1) 通級担当者と通級児童生徒

- ・50歳以上の担当者が3分の2近くを占め、また経験年数が3年を下回る担当者が半数を超えている。
- ・通常学級の担任等を経験しないと難しい仕事ではある。
- ・通級による指導や特別支援教育の経験が少ない50歳以上の担当者が少なからずいる。通常の学級と全く違う仕事であるため、すぐに適応することは難しい。
- ・一定程度の経験をすると異動で通級を離れるケースが多く、後継者の育成が難しい現状。
- ・学校と家庭、医療の間に立つ仕事でもあり、多くの経験が必要となる。担当者が継続して指導にあたるようになるとよい。(調査対策部長)

- ・県の育成枠とは違うが、今年度静岡市は育成する側の加配としている。番町小は10年3校の異動で今年度7人中4人が未経験者担当。そのため、育成することに専念できる担

当が+1いるということは大変助かっている。(静言研会長 平尾校長)

(2) 質・量の充実した研修の必要性

- ・通級担当者が一人しかいない教室が半数近くあり、教室内での研修や指導方法の継承のしにくさを感じている。
- ・小さい自治体は研修の機会が少ない現状がある。市内で担当が一人という市町もある。複数いるとそれだけで研修が成り立つ。
- ・発達通級の研修は公的なもの以外を含め、充実しているが、言語通級の研修の機会は少ない。静言研の研修程度である。

(3) 教育課程外の通級児童生徒の存在

- ・通級児童生徒の1割以上が教育課程編成届を作成せず、正式に入級していない教育課程外の通級児童生徒。特に言語通級に多い傾向がある。
- ・通常学級から支援学級への通過点として、あるいはグレーゾーンの子供の様子を見るための場所としても利用されていることがある。通級による指導の制度の周知や就学支援委員会での検討のあり方が曖昧なケースがある。
- ・保護者は支援級というと気持ちの面でのハードルが高く感じる。そのため、何も支援がないよりはとりあえず通級へ、というケースがある。本来ならば支援学級の対象であるため、通級の指導効果は上がらない。そして、本来通級へ入るべき子が入れないという状況がある。(静言研副会長 杉山校長)

(4) 巡回指導について

- ・通級児童生徒や保護者にとっては、送迎が必要ない等の利点がある一方課題もある。
- ・巡回指導の実施率は、中学校43%と半数近く実施。小学校発達は38%、小学校言語は15%と少ない。自治体によっても差がある。
- ・課題としては、移動や設備面の負担がある。移動の際に出張費は出てもガソリン代がでない、指導を行う部屋が整えられていないなどがある。また、指導時間が1時間でも前後に移動時間が入る。
- ・学校によって受け入れ体制にも差が大きくてている。

①在籍校への周知

ア 指導環境の整備

(指導教室の備品等を含めた環境整備、指導教材の整備、タブレット端末の使用等)

イ 指導参観・懇談等の保護者への働きかけの協力

ウ 担任・特別支援教育コーディネーター等関係職員との情報交換の時間の設定

②設置校への周知

ア 移動に伴う時間を考慮した指導時間数の設定

イ 教室内の担当者間の情報交換の時間の確保

- ・1校に指導生徒がまとまっていると指導がしやすいが、数校に分かれていると難しい。
(静言研副会長 杉山校長)

(5) ICT 環境

- ・小中学校の ICT 環境は充実してきた。
- ・発達通級対象児と ICT は親和性が高いため、教員の活用スキルも向上させたい。ICT の活用実践を深めていき、活用事例の共有をしていきたい。

【2】幼児ことばの教室

(1) 担当者の構成や体制

- ・50歳以上の担当者が3分の2近くを占め、3年以内の経験年数の担当者が3分の1。
- ・幼児の担当者は会計年度職員が9割を占める。業務内容と待遇が見合わない問題がなかなか改善されない。
- ・構音障害は、早期教育の効果があるため、幼児ことばの教室の重要性は非常に高い。法的根拠のない教室だからか、待遇面の課題が大きい。幼児教室が充実しているのは全国でも静岡県だけである。
- ・一人で担当している教室が3割。指導方法の継承が難しい課題がある。
- ・小さい自治体は研修の機会が少ない傾向がある。しかし小さい市町でも幼児の教室が小学校に設置され、通級指導教室と一緒にある場合は情報交換や研修がスムーズに行く場合もある。

(2) 幼児ことばの教室の成果

- ・年長児の指導児数が6学年合わせた小学校言語通級児童、小学校発達通級児童それぞれの児童数よりも多い。就学前に早期に支援を受けた子どもの多くが、入学後学校生活に順調に適応できているとも捉えられる、早期支援の必要性は明らかであると考えられる。

(3) ICT 環境整備

- ・小中学校に併設されている教室であっても、ICT環境の整備はほとんど進んでいない。

【3】静言研事務局より

(1) 令和8年度の基礎定数化完全実施がもたらすこと

- ・現在、一人当たりの担当児童生徒数は地域によってばらつきがとても大きい。
「通級児童生徒13人に一人の担当者」に近い15人程度の児童生徒数を担当している担当者から、30人近く担当している担当者もいる。
以下の事をお伺いしたい。

①基礎定数化とはどういうことか。

②今後、定数化が完全実施させると、担当者一人当たりの担当児童生徒数はどのようになるのか。

③年度途中の入級の受け入れはどのように考えていくのか。

(後ほど回答)

(2) 外部専門家との連携

文科省は、学校現場と専門家との連携を促している。言語聴覚士(ST)を派遣し、研修や指導の助言を依頼している教育委員会があるということも聞く。外部専門家の活用についてどのような働きかけをしているか。

(3) 通常学級に在籍する聴覚障害児童生徒の今後について

人工内耳の手術を受け通常の学級に在籍する聴覚障害児童生徒が、今後増加していくという話を医療関係から聞いた。しかし通常学校の教員や通級指導教室の教員は、聴覚障害に対する知識は不十分。聴覚特別支援学校との連携がますます求められる。聴覚障害児の担任や在籍校職員が研修や助言を受けられるよう、聴覚特別支援学校への働きかけをお願いしたい。

難聴通級指導教室の実態については、担当者が専門的な指導を求められる。新しく着任した担当者はアドバイザーに教わりながらなんとか指導を行っている状態。また、ことばの教室に入級して聴覚の指導を受けるケースもある。聴覚障害について指導できる担当者の育成もお願いしたい。(静言研副会長 藤井校長)

(4) 聴覚障害幼児の療育の場について

県は、聴覚障害児支援体制整備事業を行っていると感じた。幼児ことばの教室が聴覚障害幼児の療育の場としての機能も果たすことができれば、既存の施設やシステムを活用しながら、療育を提供できるのではないかと考える。幼児ことばの教室を活用できれば、新しいものを立ち上げなくてもいいのではと考える。また、言語聴覚士を配置あるいは派遣することにより、幼児ことばの教室担当者の資質の向上も図ることができ、ことばやきこえをはじめとする発達に課題をもつ幼児の支援体制の充実につながると考える。

(5) 補助金の状況

現在、県健康福祉部より就学前の言語障害児の支援のため、静言研に補助金が交付されている。しかし、義務籍の教員である静言研会員が補助金事業にかかわる手続等事務作業を担うことへの負担が大きいため、補助金事業の終了を視野に見直しを行っている。その一つとして、幼児ことばの教室への教材費の支援のための補助金の終了を提案したが賛同を得られなかったため、自治体の幼児ことばの教室の設置所管部署(市教委が多

い)を交え検討部会を行い検討することになった。教員のはたらき方改革が言われている昨今、小中学校教員である通級担当者が幼児ことばの教室の運営に関与しなくてはならない現状は問題が多いと思われる。

また、この補助金をもとに静言研が企画している、幼児担当者や通級担当者のための研修についても、本来業務の指導に加えて企画運営することに疲弊している声大きいことが研究会としての課題になっている。県で研修会等が実施されれば、静言研の負担も軽減される。

通常の業務を行いながら幼児ことばの教室の補助金の事務手続きを行っていることは大変負担が大きい。幼児ことばの教室の担当者は会計年度職員が多いためなかなか声を上げにくい。幼児ことばの教室の重要性は分かっているため、補助金の業務を行ってはいるが、本来の業務でなく会計業務に時間を取られている現状。補助金に頼らずまたは、小中学校の教員を使わずに幼児ことばの教室の運営ができる環境整備が求められる。

(静言研会長 平尾校長)

(6) その他の話題 中学校から高等学校への引き継ぎ等について

静岡市では、中学校の校長、高等学校の校長が連絡協議会を開き情報交換を行っている。入学試験時の配慮については早めに申請すること、中学校での支援は高校入学後も継続されることが共有されている。

自・情緒学級の生徒の進路先については難しい状況が続いている。また、調査書に通級在籍を記載することについて可否に関係ないとは言いが、実際どうなのか。

3 県教育委員会より

【育成枠について】(人事班)

令和5年度は5名程度、令和4年度、5年度は10名程度、小中学校で確保した。

主に次の年に新設(増設)を考えている設置校に当てている。本来1名のところに+α(育)指導者としてでも育成者としてでもどちらでも問題ない。時数制限は設けていない。

育成者が次年度、教室運営をししたり新設したりし、指導が継続できるようにする。

【定数化について】(人事班)

・定数化については平成29年度から始まり令和8年度で完了

・加配(単年度)から基礎に変わるということ

→子どもは集まったけれど設置されるかどうかという不安がより解消される(早めに開設の見通しが立てられる)子どもの人数に応じて安定的に教員が配置される。ただし、13人の対象児童生徒につき1人の教員を基準に基づいて必ず配置するというものではなく、県全体のバランスや地域の実情等を鑑み、あくまでも13人を目安として配置を拡充していく予定。

- ・途中入級について

市町教育委員会ごとによる。県としての指針はない。

【幼児について】（幼児教育推進室）

- ・各市町（所管ではないため全ては把握していないが）に言語聴覚士の配置は行われているところもある。

- ・県のサポートチームがある（ST、公認心理師等）

HP に要項や申請書等が掲載してある。是非活用してほしい。

- ・研修の機会等に派遣できる。少人数でも大丈夫。市町の幼児教育主管課へ伝えている
→（事務局）幼児言語教室が学校教育所管の市町が多い。

学校教育所管宛でないとい情報が伝わらない。

静言研に情報提供をしていただくと幼児担当の会員にも伝えられる。

- ・補助金について

今日の説明で補助金については分かった。関係各課へ伝えたい。県教委から伝えるルートがなかなかないが、現状についての伝え方も検討したい。

- ・幼児言語の研修の機会

ST による動画コンテンツの作成を検討している。

- ・小学校の言語通級の研修会に幼児担当も参加できる。そのことを周知するようにする。

【研修について】（指導班）

- ・研修の機会については今年度同様に行う方向

今年度夏の研修会は、言語と発達を分けて研修を行った。来年度もその方向で考えている。
言語・・・構音と吃音の専門性を高めたいという声が上がっている

午後を全てグループワークにするのではなく、研修の仕方も工夫する予定。

- ・新任通級担当者研

特担研とは切り離して研修する。来年度も4月に1日実施予定

- ・市町のバランス

研修と情報の提供の両方が必要だと感じている。

各市町で中核となる教員（市町によっては教委）を集めて研修→市町へ広げるという流れもあるかと思う。

特別支援教育コーディネーターや通常学級担任の研修も必要だと感じている。

【ICT】

- ・情報（指導実践、ICT 活用法等）の共有はどのような形がよいか

センターから発信（指導主事が各校を見て回ったことについて）

研修会等で実践を持ち寄る

- ・ → (調査対策部長) 夏の研修会のグループワークは、お互いの情報交換ができて勉強になる面も多くある。実践に結びつく学びが多い。実践を持ち寄る方法もよいかと思う。

【聴覚特支との連携】

- ・ 人工内耳の児童生徒については急激に増加ということにはならないとは思いますが、聴覚特支の教員の活用は必要になる。そのため、特別支援学校のセンター的機能を生かしていきたい。しかし、その使い方について、どうすれば活用しやすくなっていくか、特別支援教育課と相談していきたい。
- ・ 難聴理解授業を実践している学校もある。難聴児在籍の学校で、子ども(本人)と保護者の理解が得られれば行っている。

【外部専門家】

- (事務局) DCD(発達性協調運動障害)の児童もいる。作業療法士(OT)の指導を仰ぎたいことも。STの研修会に参加した。その時に、STの方々も学校現場に力を貸したいという思いはあるがどのように入っていったらよいか分からないという話が出ていた。

【就学支援】

- ・ 市町の就学支援の充実が校内の就学支援委へ繋がると考えている
県の特別支援教育課と相談していく。すぐに解決する話ではないが、通級の周知も含めて時間はかかるが取り組んで行く。

【高等学校】(高校教育課)

- ・ 中学校において、通級指導を受けてきた生徒・・・高校でも通級指導が受けられる。入学者選抜の可否には関係ない。
- ・ 入学者選抜での受検上の配慮は、可否に関わらない
→ 中学校に対して説明を行っている。高校にも説明を行っている。
受検上の配慮の流れ
保護者が中学を通して申請(配慮願の提出期日が決まっているが、早めに提出いただいた方がよい)
→ 中学校と高校とで相談状況の確認 → 高校から県へ提出 → 配慮通知(高校 → 中学)
- ・ 高校生活での配慮は、入学決定後相談。配慮を行うのは高校

4 お礼の言葉 (静言研副会長 杉山校長)

- ・ 丁寧に話を聞いていただき、感謝する。今後ともご指導いただけるようお願いしたい。